

## 第12部会

らず、神社の音楽、神饌、神符、神像、旧儀を調査することになった。調査の目的は「神社保存」にあったといつてよい。以上、近代において、神社祭式が法制化、すなわち、神社の儀礼が開放された背景には、「神社保存」の意識があったことを指摘した。

## 内務省神社局と神社調査

遠藤 潤

神社行政を担当する国家機関である内務省神社局（一九〇〇—一九四〇年）およびその発展的組織である神祇院（一九四〇—一九四五年）では、さまざまな形態での神社調査が行なわれていた。個別的かつ日常的な神社調査の例としては、神社から昇格願が出された際の神社調査や社殿の修理や境内の整備のための調査などが件数も多くよく知られている。これに対して機会に応じて網羅的の神社調査も行なっていた。近代初頭については、神社局以前の調査ではあるが、一八七六年に内務省蔵版の原本が完成した『特選神名牒』をあげることができる。神社局時代では、配布資料に掲載しているように、基本財産をはじめ官国幣社などの行政上必要な情報などを中心に、いくつかの網羅的な神社調査が行なわれている。なかでも、大規模な調査としてあげられるのが「特殊神事」についての調査である。ここでは、この「特殊神事」について、まず「特殊神事」調査の具

体的展開の概略を追い、つづいてすでになされた「特殊神事」の諸定義について見たうえで、「特殊神事」なるものの再検討を行なう。

内務省による「特殊神事」についての調査は、大きく三次に分けてとらえられる。まず一九一〇年代後半に官国幣社を対象に行なった調査、次に大正一三年（一九二四）度に行なわれた最も大規模な調査、そしてその後、昭和期に行なわれた調査である。調査は基本的に神社側から提出された資料を基礎としていた。調査結果は、まず大正一三年度の調査の進展と併行して『神社協会雑誌』に連載され、その後、官国幣社全体にわたる調査結果が内務省の内部資料として保管されていたが、一九四一年に神祇院が設立されると、そこから出版された。一連の調査の対象であった「特殊神事」であるが、この定義は必ずしも明確なものではない。これまでの定義の共通点をふまえるならば、国家によって定められた神社祭祀に対し、それに規定されていない形態の神事を指している。ただ、この「特殊神事」という概念は実体的あるいは客観的な概念としてとらえると、その指示内容が曖昧になるといふ性質を帯びている。ここで必要なのはこの用語が浮上してくるその社会的文脈、とりわけ「特殊神事」という対象が構成されるときに政策的関心を視野に含めることである。こうした関心について、大正一三年度の調査時に神社局長であった佐上信一の回顧にその一端が現れている。佐上は回顧のなかで、民衆が神社から離れていくという現状認識が特殊神事の調査の背景にあったことを述べている。このような認識あるいは問題意識が日本社会のなかで広く認知さ

れるようになったのには、一九一八年に柳田国男が語った「神道私見」が重要な契機となつていてと考えられる。この柳田の論は、河野省三との論争が広く知られるが、内務省の神社政策に対する批判を主題に据えている。そこで問題の焦点は神道ないし神社と民衆の距離が広がっている点である。内務省神祇局の宮地直一は、大正一三年度の調査の時期に内務省神祇講習会の場で「特殊神事に就いて」という講演を行なつた。このなかで宮地は特殊神事について複数の論点を提示するが、その背景にはやはり神社と民衆の距離という問題意識が見られる。宮地はその観点から宮座についても論じている。宮座は近代の典型とされる神職のあり方とは異なりながら、神と氏子の関係を考える上では一定の意味を持つている。そして柳田ら民俗学的な研究成果についても言及するのである。柳田国男は、神祇院による『特殊神事調』刊行直後の一九四一年に『日本の祭』にまとめられる講演を行なう。このなかで柳田は『特殊神事調』についてそれとなく言及したうえで、民間の民俗調査の充実を述べ、祭についての自分の説を述べる。同じ問題意識をめぐって、異なる立場からの調査・研究が行なわれていたのである。

## 内務官僚の神社観とその系譜

——社会事業との関わりの中なかで——

藤本頼生

戦前期において、神祇、警察、建設、地方自治、衛生、労働、社会事業の各行政を一手に担った内務官僚は、阪本是丸の説くように、「内務官僚の立場からいうならば一旦内務省に入省したならば否が応でも神社界とは密接な付き合いをせざるをえない可能性が生じることを意味する」（阪本一九八七）という言に象徴されるように、各府県の地方長官や地方官、内務省内での異動によつて神社行政、神社・神職にも何らかの形で携わっていたとされる。それは神社行政のトップである神社局長においても例外ではなく、歴代局長のほとんどが、何らかの形で、地方官時代あるいは神社局長の書記官等で神社関連行政に携わっていたことから明らかである。

神社関係の内務官僚の系譜を窺うなかで歴代局長の経歴をみると、水野は地方局を皮切りに土木行政や地方自治、都市計画に著作権と様々な分野に関与して活躍するが、その中でも神社に関して官國幣社の経費供進、府県社以下の神饌幣帛料供進の二法令の整備を通じ、神社法規の整備の要を説いた。これを遂行したのが水野の後輩でもあった井上友一であり、井上は感化救済行政に尽力したことでも知られるが、その一方で、神社局長としては、神社法規の整備が先決として、神社祭祀令をは